

平成22年国勢調査関係者会議（第4回：マンション関係団体）議事概要

1 日 時 平成20年8月12日（火）13時30分～15時20分

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

マンション関係団体：(財)日本賃貸住宅管理協会、(財)マンション管理センター、
(社)高層住宅管理業協会、(社)全国住宅供給公社等連合会、
(社)全国宅地建物取引業協会連合会、(社)全日本不動産協会、
(社)日本住宅建設産業協会、(社)不動産協会、
(社)不動産流通経営協会、(独)都市再生機構

関係行政機関：国土交通省

総務省：統計調査部長、国勢統計課長

4 議 題

- (1) 平成22年国勢調査における協力及び広報について
- (2) 平成22年国勢調査の集計内容のニーズ把握について
- (3) その他

5 配布資料

資料1 平成22年国勢調査関係者会議における意見・提案と検討の方向

資料2-1 人口でみる日本のすがた ～国勢調査等の結果から～

資料2-2 平成22年国勢調査第2次試験調査の概要及び調査票甲

資料2-3 従来の集計体系（平成12年国勢調査）

6 議事の概要

資料に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

管理会社に対する調査員業務の委託については、管理する建物内における調査票の配布のみであれば可能。郵送回収であれば可能性があるのではないか。

管理人が調査員活動を行う場合、入居者と顔見知りであることから生じる困難もある。最近では、入居者名簿の作成も厳しい場合がある。

調査員から管理人に対する情報提供の協力依頼については、管理人と入居者との関係に軋轢が生じてしまう懸念から協力できないという状況が見受けられる。

調査員が建物内に立ち入ることなどについての総務省名の協力依頼文書があれば、管理人は調査への協力が行いやすくなる。

国勢調査を正確かつ円滑に実施するためには、市町村、教育委員会等が保有する情報（世帯構成等）を活用することも重要ではないか。

オンライン調査の利用率を向上させるため、インターネットで回答した世帯に対して謝礼を支給することはできないか。